

建設工事等の契約の内容に係る情報の公表

工事 番号	工事名	施工場所	工事(業務) 種別	概要	契約の相手方の 商号又は名称	契約の相手方の住所	契約締結日 (変更契約締結日)	施工(履行)期間	契約金額(円)
農大工第6-6号	男子寮1階厨房系統空調機更新工事	可児市坂戸地内(男子寮1階厨房)	電機工事一式	厨房系統空調機更新工事	(株)サンワメンテ 代表取締役 岡田好美	岐阜市岩地 2丁目25番7号	令和6年12月10日	令和6年12月10日から 令和7年1月10日	726,000

別紙6 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
緊急の必要により競争入札に付することができないとき。	1 見積合わせをしていたのでは、時期を逸し契約の目的を達することができないことの説明 当該契約は、厨房に設置されている厨房系統空調機の送風機能停止により、厨房内の温度を25℃以下の適温に維持できない状態になったため、改修工事を行うものであり、このままの状態で放置しておくことは、食中毒を引き起こす細菌の繁殖を防ぐことができず、この調理環境により調理された食事を学生等が食することにより、食中毒被害が発生する恐れがあり、健康管理上重大な影響が生じかねず、そのような事態を早期に回避する必要があることから、更新工事を急ぐ必要がある。以上の理由から、早急に契約を締結する必要がある、現場確認、最適な工法検討等の事前見積算定のための調査に要する所要の日数が必要になるため、見積合わせをしていては、時期を逸し、契約の目的を達することができない。 2 特定の者を選定した理由 本業務を遂行するためには、男子寮空調系統設備の取扱いにおける豊富な知識と保守点検に関する豊富な経験が求められる。(株)サンワメンテは過去に当所属の空調保守点検の施工や修繕業務等の豊富な経験があり、今年度の空調保守点検業務を請け負っており、現場状況等を熟知している。また、今年度において厨房空調機漏電点検についての施工業者でもあることから、本件の修繕対象となる機器類を熟知している業者であり、現場確認、最適な工法検討等の事前見積算定のための調査に要する所要の日数が最短で済むことから、本件の契約予定の相手方として適当である。 【契約予定先】 岐阜市岩地 2丁目25番7号 (株)サンワメンテ